

第2回定例会（会議録）

開催日	平成31年2月27日（水）
開催場所	美和総合福祉センターすみれの里 2階 集会室
開催時間	午後2時00分～午後4時57分
出席委員	堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、佐藤明美、溝口正己
欠席委員	なし
出席者	教育長始め事務局職員9名
傍聴人	3人
議事日程	<p>日程第1 教育長あいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第4号 あま市立七宝北中学校の適正規模化に係る方針について</p> <p>議案第5号 あま市立学校管理規則の一部改正について</p> <p>議案第6号 あま市共同学校事務室設置要綱の制定について</p> <p>議案第7号 部活動指導ガイドラインについて</p> <p>議案第8号 後援申請について</p> <p>議案第9号 区域外就学申請について（非公開）</p> <p>議案第10号 指定学校変更願申請について（非公開）</p> <p>議案第11号 特別支援学級の入級について（非公開）</p> <p>議案第12号 適応指導教室入室申込書について（非公開）</p> <p>議案第13号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>議案第14号 あま市内教職員人事案件について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あま市教育立市プランの改訂について ・海部東部教育委員会連絡協議会及び研修会について ・空調設備新設工事請負契約の締結について ・3月議会について（条例改正・補正予算・新年度予算） ・あま市公共施設再配置計画について（非公開） ・公文書公開請求書について（非公開） ・生徒指導（平成31年1月）について（非公開）

発言者	議事の概要
	【開会時刻：午後2時00分】
教育長	(開会を宣言する。)
	(あいさつをする。)
教育長	日程第2 前回の議事録の承認をお願いします。
全委員	(議事録に署名・押印。)
教育長	日程第3 教育長の経過報告をします。
	(平成31年1月25日～平成31年2月27日の経過を報告する。)
教育長	日程第4 議案第4号「あま市立七宝北中学校の適正規模化に係る方針
	について」を議題とします。
学校教育課長	平成31年2月20日に開催された七宝北中学校地区委員会で委員長より意見書の提出がありました。
	1 七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度を導入することとする。
	この場合においては、七宝北中学校の従来の通学区域(宝小学校区、秋竹小学校区)は残したままで、特定の地域に居住するものについて、中学校に進学する時点で「七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度」を採用するものとする。
	2 「七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度」の対象区域は、美和東小学校区、篠田小学校区及び七宝小学校区とする。
	3 「七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度」の導入時期は、平成32(2020)年度とする。
	上記1及び2については、平成29年度の検討会の中で委員会としての方向性を確認しました。次に上記3の導入時期につきましては、平成32(2020)年度が妥当かどうかの議論を行いました。この制度により七宝北中学校へ進学する生徒には通学距離、通学路の安全性、部活動、友人関係などプラス面やマイナス面の影響が発生することは事実ですが、導入時期を延期しても、個々のマイナス面への影響を全て解消できるものではないと考えます。また、美和東小学校、篠田小学校及び七宝小学校の5年生以下の児童及びその保護者へのアンケートを行いましたところ、七宝北中学校への進学を考えている方は、5年生が9人、4年生が13人、3年生が12人、2年生が9人、1年生が14人で、合計57人の希望がありました。これらのことを踏まえ、「七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度」の導入は平成32(2020)年度が妥当と判断します。なお、今後は美和東小学校、篠田小学校、七宝小学校及び七宝北中学校のPTA総会等で、対象となる保護者・児童へこの制度を十分に周知していただきますようお願いいたします、という内容です。この意見書を受けまして、この内容を踏まえ、ご審議いただきあま市教育委員会として決定したいと思っております。
教育長	各委員から意見ををお願いします。

委 員	この議案については、長く協議され、ご意見をいただいていた中で最終的に意見書が出てきたという事は非常に貴重な事だと思いますので、意見書を尊重して平成32年度から実施できるように進めていくのがいいのではないかと思います。
委 員	美和東小学校、篠田小学校、七宝小学校で57人の児童及びその保護者が七宝北中学校へ進学を考えているという事で、これだけの希望者があったという事は良かったなと思います。
委 員	いよいよあま市になって行くんだな、初めの一歩だなと思います。今までそれぞれの地域の中学校へ行きましたが、こうして美和の地区から七宝北中学校へ行くという事は、地区という考え方を取っ払って、あま市を大きな一つのものと考えて、少しずつ変動して行くと感じると、とても嬉しいです。また地域の方達もこちらの説明を何回か重ねてこちらの誠意が伝わったのもあると思います。それが返ってきたという事に意義があると思います。とても良いことだと思います。
委 員	委員会で意見を交換して、代表として意見を述べていただいた方に感謝を申し上げたいと思います。また、私自身も保護者としてアンケートに答える立場にもありましたが、皆さんお子さんの進学の事を真剣に考えてみました。低学年の方はまだ分からないという方が多かったです。選択があるという事で、これから考えていきたいという意見も多かったですし、皆さん心配していたのは通学路の安全性と部活動の事は親御さんが気にしているというか心配してみえる事もあると思いますので、今後熟考して進めていただければいいなと思います。
委 員	地区委員会の方でしっかり議論をされたという事で、ここに書いてある色んなご意見があるのは間違いありませんが、全てそれを解消するという事はなかなか難しいという事で、今まで長い間かけて検討してきた方向で進めていただければと思います。ただし下の方に保護者・児童へこの制度を十分に周知と書いてあるんですが、保護者だけではなくて地域住民の方にもしっかり説明いただいて、子どもが小学校に入学したら中学校は選択制というか、しばらくはこの制度が続くと思いますので、その辺はしっかり周知・ご理解をいただいて欲しいなと思います。自分達もやらなければと思いますが、そういう方向だと思います。
教 育 長	ありがとうございました。ご意見の中でこの委員会の答申を踏まえて、長年にわたってやっていただいたことへの感謝であるとか、あるいは課題もあるという事で、一番大事なことは子ども達の安全であると思うし、地域の皆さんも含めて、特に親御さんや子ども達への啓発・周知というものがこれからの課題になってくると思いますので、まずは皆さんにお諮りします。七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度の導入、そして導入の時期は平成32（2020）年度とする事について承認いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員	挙手。
教 育 長	ありがとうございました。全員賛成でしたので事務局としてはきちんとした形で、この32年度に向けた色々な啓発活動・周知徹底、全てをクリアすることは難しいと思いますが、できる限り通学路の安全面であるとか配慮しながら、進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。事務局よろしいですか。
学 校 教 育 課 長	補足ですが、今回これで七宝北中学校の方針が決まりましたので、平成30年度をもってこの地区委員会は解散という形にさせていただきたいと思いますのでご報告させていただきます。これは6年越しの事業でございます、最初は学区を割るところから始まったという我々教育委員会事務局の担当者として、ノウハウがあまり無かった段階でそういった形から進めたという反省もあります。最終的には地区割りではなく、中学校へ上がる段階で選択というか区域外の方が行く事ができるという形にまとめることができたという事で、地区委員会の皆様、それぞれの地区の方に感謝申し上げたいと思います。
教 育 長	31年度以降は七宝北中学校の地区委員会としては行いませんが、実施にあたっての経過や問題点の検討会議という形で、人数を縮小して検証しながら進めていきたいと事務局としては思っておりますので、またその都度委員の皆様方にはご意見を聴取することとなると思いますのでよろしくお願い致します。
教 育 長	議案第5号「あま市立学校管理規則の一部改正について」と議案第6号「あま市共同学校事務室設置要綱の制定について」は関連がありますので一括で審議をしたいと思います。また今日は委員会会議に甚目寺中学校の大野主査に来ていただいて、詳しい内容について質問に答えていただけるように招集をしましたので、大野主査よろしくお願い致します。
大 野 主 査	よろしくお願い致します。
教 育 長	それでは事務局説明をお願いします。
学 校 教 育 課 長	学校管理規則改正案に関する趣旨説明（新旧対照表で説明）
	【第25条改正関係】
	「総括事務長」「主任」は県教委が任命権者であるため、あま市学校管理規則に規定するのは不相当であるため、削除しました。この点、第26条の「省令事務長」、「省令事務主任」とは異なります。
	【第26条改正関係】
	事務主任については、学校教育法施行規則の改正に対応し、職務規程を整備しました。省令事務長については、共同学校事務室を設置するにあたり、組織としての事務処理の効率化や事務処理体制の強化を進めるため、職階による責任の明確化を図る必要があるため、学校教育法施行規則に基づき設置しました。とりわけ、人事配置の関係から主査の職にある者が共同学校事務室の室長を命じられる場合に、あま市教育委員会として省令事

	務長を発令することにより、室長権限行使の正当性を明確にできます。
	【第33条の2改正関係】
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が「共同学校事務室」を規定したことに対応し、あま市における現行の「共同実施組織」を廃し、「共同学校事務室」を設置します。規定内容は法律の要請に従い整備しています。元々別表第1については、今回改正はありませんが、共同学校事務室の事務という事で別表第1を別資料でお配りしました。第4項、共同学校事務室を置く学校及びその他共同学校事務室の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、あま市共同学校事務室設置要綱に定めるという事をこの規則の方で謳っております。その関係で次の議案に設置要綱を今回上程させていただいておりますので、後程審議をしていただきたいと思います。
	【別表の改正関係】
	平成30年1月より、従来の紙による履歴書が廃止され、システム管理になったことに対応して文言を整理しました。
	一番大きいところは、この共同学校事務室の要綱を設けるために、規則の中に新たに規定を盛り込んだ内容の改正になっておりますのでよろしくお願い致します。併せて議案第6号に入りたいと思います。こちらは新規に作成しましたので、新旧対照表はありません。基本としましては、県の通知モデル（雛型）がありますので、それに準じて設置要綱を規定させていただいておりますが、中身によっては一部あま市の現状に合わせて変更している部分もありますので、そこを中心に説明させていただきたいと思います。
	同学校事務室設置要綱（案）に関する趣旨説明
	【第1条関係】 県通知モデルに準じて規定しています。
	【第2条関係】 第1項から第4項までは、県通知モデルに準じて規定しています。県通知モデル第5項にある「拠点校の校長は、共同学校事務室を総括する」については、これを規定しませんでした。理由は以下の通りです。①共同学校事務室の運営については、教育委員会が開催する「運営委員会」（第4条）の管理下におくことで、市全体の一体的取組が可能となる。現行規程で設置されている「運営委員会」による運営で支障がない。②共同学校事務室の運営責任者（2項）として室長をおいている。これと別に「総括する」を規定する意義が認められない。③現状、教職員会の中に「事務職員担当校長」がおかれ、事務職員部と校長会（教育委員会・他機関）との連携窓口として機能している。これ以外に、「拠点校校長」を置くことは混乱を来す。④兼務における服務監督関係を整理し、一般の出張の場合と同様に取り扱う。現行規程第4条第3項及び第4項に規定する「副ブロック長」を、第5項で「副室長」として継承しました。現行規程第4条第8項及び第9項に規定する「エリアリーダー」を、第6項で継承しました。

	【第3条関係】室長の職務については、県通知モデルに準じて規定しています。副室長の職務とエリアリーダーの職務もここで規定しています。エリアリーダーの職務については、現行規程「総括する」を、より具体的に規定しました。
	【第4条関係】県通知モデルでは、「拠点校の校長」による運営について規定しています。しかし、第2条で述べたとおり、拠点校の校長を規定せず、運営委員会の管理下で室長が運営する形で整えました。運営委員会については、現行規程第10条を継承する形で規定しています。（第1項から第3項）ブロック内各校長と共同学校事務室との関係については、県通知モデル第1条を参考に規定しました。（第4項）
	【第5条関係】県通知モデルにほぼ準ずる形で規定しています。一点、第1条第3号として、室長が総括事務長・事務長でない場合は、専決権を認めないことを原則としました。県通知モデルでは、主事でも専決権が行使できる余地が生じ、正当性に疑義が残るため、室長として適格性が想定される職名に限定しました。しかし、實際上、主査が室長となる場合も想定されるため、例外の対応として、教育委員会が適格性を認めた場合に「総括事務長」を発令して専決権を行使できる形にしました。なお、万一、主査以下の室長に省令事務長も発令されない場合、専決事項は各学校の校長に戻ることになります。
	【第6条関係】県通知モデルに準じて規定しています。
	【第7条関係】サービスについて、兼務校校長間の重複を避け、本務校の校長のサービス監督としました。理由は以下の通りです。①県通知モデルにならない、兼務校へは出張で出向くこととしており（第2項）、共同学校事務室の活動中も本務校校長の旅行命令下にあること。②県通知モデルにならない、室長は「室員のサービス管理」を職務としており、（第3条第1項第5号）、共同学校事務室活動中は、室長が本務校校長のサービス監督を補佐していること。第3項で、評価について規定しました。共同学校事務室での勤務について、評価権限が校長にあることを明らかにし、その実効性が担保されるよう規定しました。同時に、評価過程への室長の関与を示し、室長が指導性を発揮できることを期待しました。
	【第8条関係】現行規程第11条を継承しました。
	【別表（第5条関係）室長専決事項について】
	県通知モデルの「室長専決事項（例示）」のうち、あま市の財務規則と抵触する項目、小中学校の実態にそぐわない項目、及び、より包括的に規定できる項目、について、削除しました。削除した項目は、県通知モデル例示の別表のうち、以下の項目です。
	④ 児童・生徒の身分及び通学等に関する証明
	⑤ 卒業生の卒業に関する証明
	⑩ 一件〇万円未満の支出の原因となる契約その他の行為

	⑪ 単価契約をした物品の納入指示
	⑫ 収支の原因となる行為について決裁を得たもののうち、一件〇万円未満の収入の通知及び支出の命令
	他方、現に共同実施で取り扱っている項目、共同で処理することで効果を上げうる項目、について、追加しました。追加した項目は、提案した別表のうち、以下の項目です。
	⑤ 保存年限を経過した文書の廃棄等文書管理に関すること
	⑧ 教科用図書無償給与事務に関する手続き及び調査に関すること
	⑨ 学校予算に関する事務
	⑩ 物品及び施設に関する軽易な報告
	これで議案第5号、議案第6号関連しました2つについての説明は以上となります。
教 育 長	質疑を許可。
委 員	共同学校事務室において、処理する業務及び責任の所在の精査をして、3月の教育委員会定例会で再度審議することとしてください。また、精査したものを事前に提示することとしてください。第5号についても、他市町の規定の仕方を確認してください。
教 育 長	しっかりと決めて進まなければならない内容だと思いますので、再度第5号議案と6号議案については指摘をいただいた部分の再検討をして、皆さんに分かりやすい内容にして再提案をさせていただくことにします。
教 育 長	議案第7号「部活動指導ガイドラインについて」を議題とします。
教 育 次 長	あま市の部活動指導ガイドラインを次のように定め、運用して行きたいのでご審議をお願いします。前回の教育委員会会議でご検討いただきました。内容について再検討した上で、2点説明させていただきます。まず、22頁の一番下「○その他 文化的部活動についても同様とする。」を見え消しにしています。26頁の上から4行目、「運動部活動」の「運動」を見え消しにしています。運動部活動、文化的部活動という個別表記ではなく、総括した部活動ガイドラインであり、内容としてもこの言葉を割愛をして、両面の指針とすることが良いと考え、このようにさせていただきたいと思います。続いて2点目、22頁の「イ 中学校 ○平日の部活動について」1月の定例会議において色々な案をいただきましたが、やはり同じ考えで（案）をガイドラインとしたいと事務局としては考えます。基本的には生徒の心身の健康のため、健全な成長のために早朝練習を行わないようにするところが部活動ガイドラインの目指すところではあります。しかしながら、あま市の中学校での部活動の現状は27頁の資料にありますように11月から4月においては、早朝か午後のどちらかの活動をして行っております。これは現在もあま市、さらには広く海部地区22校で同一歩調で進めている現状があります。冬場でもあり、午後の活動時間がほとんど無いことから、早朝練習を認めていく事が求められ、そのような部

	活動をしております。将来的には条件整備や工夫をして早朝練習を無くす方向で考えていきたいと思えます。従いまして、11月から3月においては、早朝か午後のどちらかの活動とするというガイドラインにしたいと考えます。4月は日没時間も伸びますので、あま市では3月という区切りと考えます。5月から10月においては、現状ではどの学校も早朝と午後の両方の活動を実際に行っています。この期間は午後の活動時間が確保されることから早朝練習を行わないよう活動時間を設定することが可能になります。しかしながら、大会前など早朝練習を認め、生徒の大きな成果を出すための練習の保障をする必要があると考えます。従いまして「原則」、あるいは「努める」という言葉を付け加えながら、移行期の努力目標としてガイドラインを定めたいと考えます。そこで4月も含め、4月から7月、9月から10月については、原則として早朝の活動を行わないよう努める。冬場と夏場に同じように早朝の活動の制限をすることは、学校の現状からは、まだ難しいことから分けてガイドラインを示したいと思えます。来年度は早朝練習を行わないように指導する努力目標であり、努力義務ですが、近い将来は「原則」あるいは「努める」は無くす方向で考えていきたいと思っています。以上です。
教 育 長	1月の定例会で再度見直しをと意見をいただいております。何かご意見等ありましたらお願いします。
委 員	やっぱり現状を規制するためのガイドラインになってしまうんですね。現状ありきだと思えるので、本当はそういうガイドラインというものは無いという気がしますが、原則はそれを規制したい。現状は早朝と午後と両方やっているのどちらかにしたい。
教 育 長	最終的に早朝部活に関しては無くして行く方向なんだけれども、今回については現状も含めてこういった案にしていく提案だったと思えます。
委 員	早朝は無くすと言っても別にいけないことはないと思うが。
教 育 長	基本的には。ただこういう現状もありますので、徐々に廃止して行く方向性を示すということでもあります。他にご意見が無ければこのガイドラインについて承認という事でお認めいただける委員は挙手を願います。
委 員	過半数挙手。
教 育 長	それでは承認という事で、今後見直しをかけながらやっていく方向があると思えますのでよろしくをお願いします。
教 育 長	議案第8号「後援申請について」を議題とします。
生涯学習課長	生涯学習課からは審議案件1件、専決処分報告が2件です。
	①第51回全国保育団体合同研究集（審議案件） （第51回全国保育団体合同研究集会実行委員会）
	②AMA音楽祭2019（特定非営利活動法人ほっとネット・みわ）
	③防災・減災コンサート（あま市文化の杜美和文化会館）
教 育 長	質疑を許可。

委員	質疑なし。
教育長	承認という事でよろしければ挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
教育長	それでは承認とします。
教育長	日程第5 その他「あま市教育立市プランの改訂について」をお願いします。
教育次長	資料に基づき、あま市教育立市プランの一部改訂について説明。 本立市プランについては、平成24年4月に策定され、2年ごとに見直しをすることとなっています。本来であれば、昨年度が見直しの時期となりますが、新学習指導要領の関係、あるいは生涯学習の事業の関係、新給食センターの事などで1年先送りをして今年度見直しをし、平成31年4月から一部改訂することが適当ということで本日の提案となります。なお、本立市プランにつきましては、平成33年度において第Ⅱ期が終了となりますので、平成31年からの3年間を見据えた見直しという事でご理解いただければと思います。立市プランにつきましては、教育大綱の6つ重点施策を基にその具体化を図っております。従いまして、52頁の重点施策については改訂をせず、53頁以降の具体的な事業について見直しを図りました。53頁以降の網掛けの部分が見直しを図ったところになりますので、ご検討、ご意見をいただきながら3月の定例教育委員会会議で最終案を提示し、プランの見直しを行いたいと思います。
教育長	質疑を許可。
委員	53、54頁の「確かな学力を身につける」というところですが、53頁の「○小学校等での外国語活動の充実」と54頁の「○道徳の教科化及び外国語の教科化への取組」というところが、外国語という観点でみると一つにまとめてしまってもいいのではないかと思います。
委員	59頁の改行の行間が気になるので直してください。
委員	62頁の「○快適な教育環境の整備」の「冷房設備の設置を進めていきます。」ですが、これは平成31年の夏までに設置することが決まっているので、活用の仕方等を検討してください。
教育長	他に気付かれたことがあれば事前に事務局までお願いします。 続いて「海部東部教育委員会連絡協議会及び研修会について」をお願いします。
学校教育課長	あま市と大治町で協議会を作っております。その関係の研修会と協議会のご案内となります。研修会としてあま市・大治町教育委員会委員・少経験教員合同研修会を実施します。平成31年3月26日（火）午後2時から4時まで、場所は美和文化会館多目的ホールABとなります。内容については、開会行事に引き続き講演会という事で、講師に玉置崇先生をお迎えして、演題は「教師の『困った!』を解決する授業術」で90分間の講演をしていただきます。参加者・対象者につきましては、あま市、大治町

	教育委員会委員の皆様、あま市、大治町小中学校に勤務する1年目から5年目までの少経験教員、教育委員会事務局の職員となります。当日ご都合の悪い委員はおみえになりますか。
教 育 長	溝口委員はご都合が悪いですか。あとはよろしいですか。では、溝口委員は欠席となります。
学 校 教 育 課 長	研修会に引き続き、海部東部教育委員会連絡協議会を同じく3月26日、概ね4時頃から美和文化会館多目的ホールCで行います。内容については、平成31年度の役員の改選となりますのでよろしくお願いいたします。
委 員	せっかく玉置先生が来ていただいてお話を聞きますので、「教師の『困った!』」を事前に出してもらってはどうか。それに答えていただく形がいいのではないかと。
教 育 次 長	ただ、「教師の『困った!』」については、玉置先生はこのタイトルの本を書いておられるので、そこをネタに講演を組まれるのではないかと思います。
教 育 長	それもあと思うが、本当に困っている事のピックアップもいいのでは。
教 育 次 長	学校には参加者の報告をしていただきますので、質問も出していただくようにします。
委 員	当日、いきなり言われても困ると思うので事前に出してもらうようにして下さい。
教 育 長	では教育次長から玉置先生に連絡をお願いします。 続いて「空調設備新設工事請負契約の締結について」市議会にて議決をいただきましたことについて報告をお願いします。
教 育 部 長	2月25日、3月議会に追加上程させていただきました案件です。
	・あま市内中学校空調設備新設工事 契約の相手方：株式会社三晃空調名古屋支店 契約金額：金273,857,976円
	・七宝地区小学校空調設備新設工事 契約の相手方：株式会社光電業社 契約金額：金152,263,692円
	・美和地区小学校空調設備新設工事 契約の相手方：美吉建設株式会社あま支店 契約金額：金259,200,000円
	・甚目寺地区小学校空調設備新設工事 契約の相手方：株式会社河村産業所 契約金額：金324,000,000円
	平成31年2月25日、議会議決されまして本契約となりましたので報告させていただきます。
	・工事請負変更契約について（新学校給食センター分） 契約金額 変更前 金2,969,255,880円

	変更後 金2,982,920,040円
	変更理由：地下埋設物の撤去及び建設発生土処分方法の変更によるもの
	3月22日議会最終日に採決される予定です。
教 育 長	続いて「3月議会について（条例改正・補正予算・新年度予算）」をお願いいたします。
教 育 部 長	3月議会について（条例改正・補正予算・新年度予算）説明
	【条例改正】
	10月から消費税引上げに伴い、使用料の改訂をあま市全体で行いました。
	・あま市公民館条例の一部を改正する条例 美和公民館介護予防トレーニング室の利用者で障害者手帳を提示した者に加え、その介護者1人については使用料を無料とする
	・あま市文化の杜条例の一部を改正する条例
	・あま市体育施設条例の一部を改正する条例 七宝総合体育館及び甚目寺総合体育館トレーニング室の利用者で障害者手帳を提示した者に加え、その介護者1人については使用料を無料とする
	・あま市立小中学校体育施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例 小学校運動場の表から宝小学校の夜間開放に関する部分を削除
	・あま市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例 あま市七宝郷土資料館を廃止するため、関係規定を改正するもの
	【補正予算のあらまし】
	・小学校体育館吊天井改修工事（伊福・秋竹・甚目寺西小学校） 以上3校で全ての吊天井改修工事は終了いたします。
	・美和中学校体育館消火栓設備改修工事 ただし、この両工事については繰越明許となります。
	【主要施策の概要】
	平成31年度予算の教育部の概要となります。新規事業は4件です。
	・学校運営協議会運営費（中学校費）
	・施設整備費（美和文化会館費）直流電源装置蓄電池取替工事
	・地域学校協働本部運営費（社会教育総務費）
	・施設整備費（公民館費）甚目寺公民館非常用自家発電設備更新工事 美和公民館非常用照明取替工事
	・生涯学習事業費（社会教育総務費）家庭教育読本製本
教 育 長	主要施策の概要については、拡充事業もありますのでまた読んでいただ
	いてご意見がいただけたらと思います。
	それではこれ以降非公開に入ります。
	議案第9号から議案第14号、その他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とします。

	これで本日の公開の部分は終わりましたので、傍聴の皆さんお疲れ様で
	した。この後は非公開に入りますので退席をお願いします。
	(傍聴人退場)
【次回開催予定】	・平成31年3月20日(水) 午後2時00分 定例会
	(美和総合福祉センターすみれの里 2階 集会室)
	【閉会時刻：午後4時57分】